

第13節 CDグラフィックス等

音声と共に歌詞や楽譜がディスプレイに表示されるCD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー等（以下本節において「CDグラフィックス等」という。）に著作物を利用する場合（第15節又は第16節が適用される場合を除く。）のCDグラフィックス等1枚（本）あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 市販用のCDグラフィックス等

(1) 定価の明示のあるもの

CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該CDグラフィックス等の定価（消費税を含まないもの）の6%をそのCDグラフィックス等に含まれている著作物数で除して得た額又は11円のいずれか多い額以内とする。

(2) 定価の明示のないもの

CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき11円以内とする。

2 その他のCDグラフィックス等

1による場合のほか、CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき600円をCDグラフィックス等の複製枚（本）数で除して得た額又は11円のいずれか多い額以内とする。

(CDグラフィックス等の備考)

- ① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。
- ② CDグラフィックス等の利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。